

# IAE ハンドブック



[http://www.technomix.net/ham/I\\_A\\_E/](http://www.technomix.net/ham/I_A_E/)

## ○ IAEとは

IAE 生駒市アマチュア無線非常通信協力会は、非常災害発生時において、大規模停電等による公共通信システムや、生駒市の防災情報システムのダウンが発生していると認識した場合、市内各地に点在するアマチュア無線局の無線通信網を用いて、各地域の周辺状況を生駒市災害対策本部伝えることにより、防災無線の行き渡らない地域の情報補完も含めて、市民に対する救援活動の手助けが出来ればと考えたボランティア団体です。

## ○ 目 次

1. IAE 規約
- 2.
3. IAE 非常通信実施計画
4. IAEメンバー配備図
5. 生駒市との非常通信訓練構想
6. 生駒市災害時緊急輸送道路網図
7. 生駒市内 緊急避難場所・避難所 所在地
8. 非常通信用紙記入要領
9. 非常通信用紙（見本）
- 10.

# 生駒市アマチュア無線非常通信協力会 規約

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 生駒市アマチュア無線非常通信協力会(以下「本会」と称す)とする。

### (事務局)

第2条 本会は事務局を会長宅に置く

## 第2章 目 的

### (目的)

第3条 本会は、生駒市(以下「市」と称す)との協定により、非常災害時においてアマチュア無線通信による災害情報の収集・伝達に協力する事を目的とする。

## 第3章 会 員

### (会員資格)

第4条 本会の会員は、市内に居住または勤務し、アマチュア無線局を運用する事が出来る「無線従事者免許」を有する者。

### (入会手続き)

第5条 本会に入会しようとする者は、会長に書面にて申し込み、役員会の承認を得て会員とする。ただし、満18歳未満の者については、別に定める保護者の同意書を提出しなければならない。

### (退会及び資格の喪失)

第6条 会員が退会する時は、会長に書面で申し出なければならない。

2) 会員は、次の各号に該当する場合は、その資格を失う。

(1) 本人の死亡。

(2) 第4条の資格を無くしたとき。

3) 会員は、次の各号に該当する場合は除名となる。

(1) 本会の名誉を著しく毀損した時。

(2) 本会の運営及び活動を妨げる行為をしたとき。

### (役員)

第7条 本会の次の役員をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 数名

(3) 理事 数名

(4) 顧問 数名

(役員の選出)

第 8 条 役員は、次により選出する。

- (1) 役員は「総会」で選出する。
- (2) 会長は理事の互選による。
- (3) その他 補欠役員の選出は役員会で選出し、総会で了承を得るものとする。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は 2 年とし、総会の日より 2 年後の総会の日までとするが、再任を妨げないものとする。

- (2) 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の責務)

第 10 条 本会の役員は、会の運営を司り、その責務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、会長・副会長を補佐し、会の業務を執行する。
- (4) 顧問は、本会の運営に関して、会の諮問に応じて役員会に出席し意見を述べる事が出来る。

## 第 4 章 総 会

(総会・定足数及び議決)

第 11 条 (1) 総会は通常毎年 4 月に行い、定数の二分の一以上の出席により成立する。

- (2) 会議の議決は、出席者の過半数をもって決する。
- (3) 可否が同数の時は、議長が決定する。

## 第 5 章 そ の 他

第 12 条 この規約を施行するために必要な事項は、役員会の決議を経て会長が定める。

附記：この規約は令和 2 年 2 月 22 日より施行する。

# 『生駒市アマチュア無線非常通信協力会』

Ikoma city Amateur Raido Emergency Communication Cooperate Association

**IAE** と略す

## 【規約第3条(目的)の補足】

あくまでも非常災害時には生駒市の保有する防災ネットワークが中心であるが、そのシステムで足らない情報や正常に機能しなかったりした場合においてボランティア活動として IAE の通信ネットワークを使った情報の収集、伝達などの協力をすると目的とする。

### 【主たる活動日時】

災害の発生が休日や深夜・早朝で公共防災無線機がすぐに起動出来ないような事態が生じていると考えられる時。

### 【主たる活動状況】

被害が甚大で大規模停電、電話回線(携帯電話含む)の切断や生駒山上に設置している MCA 無線中継基地局のダウン等が起こったが場合に IAE 会員のバッテリーシステムで通信し被害状況を生駒市に提供する。

### 【通信用ハザードマップ】

別紙の『IAE 通信ハザードマップ』で各局の周辺状況を目視して生駒市がカバーしきれない地域の被害状況を提供する。

(今後、協力局を増やし生駒市のすべての地域からの情報提供を目指す)

### 【IAE 会員の行動自制】

二次災害を防ぐため現場での救援活動は消防署や自衛隊の救援を待ち、会員自身の判断による行動は出来る限り避けること。

### 【個人情報保護の遵守】

通信の秘密の保護を遵守して個人情報を漏らさない事。

## 【現行役員】

令和2年～4年度

会長：	J H 3 I S O	杉江 久男			
副会長：	J A 3 I K E	堀口 千秋	J K 3 S V X	藤田 喜博	
幹事：	J A 3 F N J	樋口 幸三	J A 3 R Y S	川崎 真治	
	J G 3 G R J	山村 好春	J N 3 G Y J	藤川 幸宏	
顧問：	J A 3 K F	江口 正			

# I A E 非常通信実施計画

## I : はじめに

I A E 生駒市アマチュア無線非常通信協力会は、非常災害時に、大規模停電等による公共通信システムや生駒市の防災情報システムのダウンが発生している場合、また防災無線の行き渡らない地域の情報補完の為、市内各地に点在するアマチュア無線局の無線通信網を用いて、アマチュア無線局が周辺情報を市災害対策本部伝えることにより、市民に対する救援対応を援助出来ればと考えたボランティア団体である。

## II : メンバーと活動地域

1. 生駒市の地形と防災拠点を考慮し、所属メンバーの主活動地域を
  - ① 生駒北中学校と鹿ノ台中学校区と上中学校区（北地区）
  - ② 光明中学校地区と生駒中学校区と緑ヶ丘中学校区（中地区）
  - ③ 大瀬中学校区と生駒南中学校区（南地区）の3地域に大別して、各地域の災害状況の正確な把握を行なうと共に、状況伝達を目的とした通報を生駒市の災害対策本部に派遣したベース局に伝達することにより、市の把握情報を補完出来るよう努力する。
2. 各地域に所属するメンバーそれぞれの非常時においての状況は不確定であると思われる所以、常に複数の局が協力して所属地区にある避難場所等の情報や、ハザードマップの情報を把握・共有するように努力すること。
3. 各地域をまとめる複数の代表者（コア一局）は他地域の代表者とも連携し、正確な情報がベース局に伝達出来るよう協力する。

## III : 災害対策本部派遣ベース局

1. 非常事態において市災害対策本部となる生駒市役所、または生駒市消防本部（代替）において各地域の情報を収集・総括するための移動無線局（ベース局）を運用する為のベース局派遣要員は、あらかじめ各地区メンバーと協議し複数人を予定しておくものとし、災害の状況によっては予定者外のメンバーに依頼することもある。
2. このベース局派遣要員はあらかじめ、生駒市に届け出ることにより原則とし、災害本部が立ち上がった際に、何らかの手段で連絡取れるようにしておく。

## IV： 災害発生時の対応

1. IAE の活動はあくまでもボランティアであり、まず自身と家族の安全を見極め、周辺の状況を確かめたうえで、活動を開始するものとする。
2. 活動可能な状況が確かめられたメンバーは、定められている運用周波数でのワッチに入り、相互にメンバー各局の被災状況確認を行う事とする。
3. 救援要請を必要とする事態が生じていることを確認した場合には、あらかじめ定められている、ベース局派遣要員に連絡しその状況を正確に伝えると共に、受信した派遣要員は、その事態を市対策本部担当に伝えるように行動する。
4. **震度 6 弱以上の地震発生の場合**、すでに対策本部が立ち上げられると想定されるため、ベース局派遣要員は相互の連絡を取り、行動可能なメンバーで、ベース局設営に急行する。  
その他、生駒市より派遣の要請された際も同様とする。  
この際、二次災害防御のために万全の体制を取って出動することとする。
5. また**ベース局用に準備している無線設備**がその時点の設置場所から移動できない場合には、派遣可能局の保有する移動無線機（ハンディーでも可）を暫定的に対策本部に持ち込み、ベース局として運用することが出来る。
6. 無線機運用時には、対策本部内の他部署の活動に影響を与えないよう、出来るだけヘッドフォンを着用し、また「**非常通信実施中**」の表示を行うこととする。
7. また無線従事者免許証及び、マイナンバーカード・運転免許証等本人を証明するものを必ず携行すること。
8. ベース局開設後、ベース局派遣員は**各地域メンバーの開局状況を確かめた後は受信**に入り、順次各地域から伝達される災害状況等の情報を正確に受信し、「**非常通信用紙**」に伝達事項を正確に記入するとともに、その情報を付箋紙等に転写し**地域表示地図**上に張り付け、その事実を対策本部統括班に伝達できるようにする。
9. 生駒市対策本部からの**現地状況調査依頼事項**の通信に対しても同様とする。
10. IAE メンバー局は災害対策本部派遣ベース局と直接交信出来ない地域が有ると判断された場合には、メンバー各局の中継によってベース局に伝送することとし、各伝達局は、「**非常通信用紙**」に伝達事項を正確に記入した上で、次局に伝達することにより、通報に誤りを生じないように努力する必要がある。
11. 現地調査を依頼されたメンバーは交信記録を残せない状況が有ると思われる所以、中継局や派遣ベース局が記録した「**非常通信用紙**」等がこれに代わる。
12. 非常通信終了後は、原則的には各無線局がそれぞれ**80 条報告**を行う事になるが、参加各局の情報意見を I A E 生駒アマチュア無線非常通信協力会としてまとめて報告することが出来る。

## V : 訓練の実施

1. IAE メンバーは、有事の際の混乱を防ぐため、定期的に訓練のための非常通信を実施することとする。
2. また別に、生駒市災害対策本部が実施する訓練にも参加する。
  
3. 災害状況等を模擬的に連絡する通報の際には、必ず「訓練非常」または「災害訓練実施中」等、訓練であることを告知した後、通報内容を伝達することとする。  
この告知は、通報毎に行い外部傍受者に事実であると誤解を与えないようするものである。
4. 生駒市との訓練の際には、派遣ベース局を除く IAE 協力局各位に事前に封書により模擬通報内容を記載した文書が配布されるので訓練開始後開封し、その通報文が正確に派遣局に伝達されるかが検証される。
5. あらかじめ指定された避難所等に調査派遣が依頼される場合には、当該施設より模擬通報内容の文書が提供されることとなる。

## VI : 訓練終了

1. 生駒市災害対策本部より「訓練終了」の合図がベース局派遣員になされた場合には、派遣員は IAE 協力局各局に「訓練終了」の通報を行い、当訓練を終了することとする。その後、派遣員が記載した非常通信用紙の記載内容が、模擬通報内容と同様化を確認してもらい、合同訓練を終了解散する。
2. その後、ベース局担派遣員は本訓練についての報告書を作成し近畿総合通信局に報告する。

以上

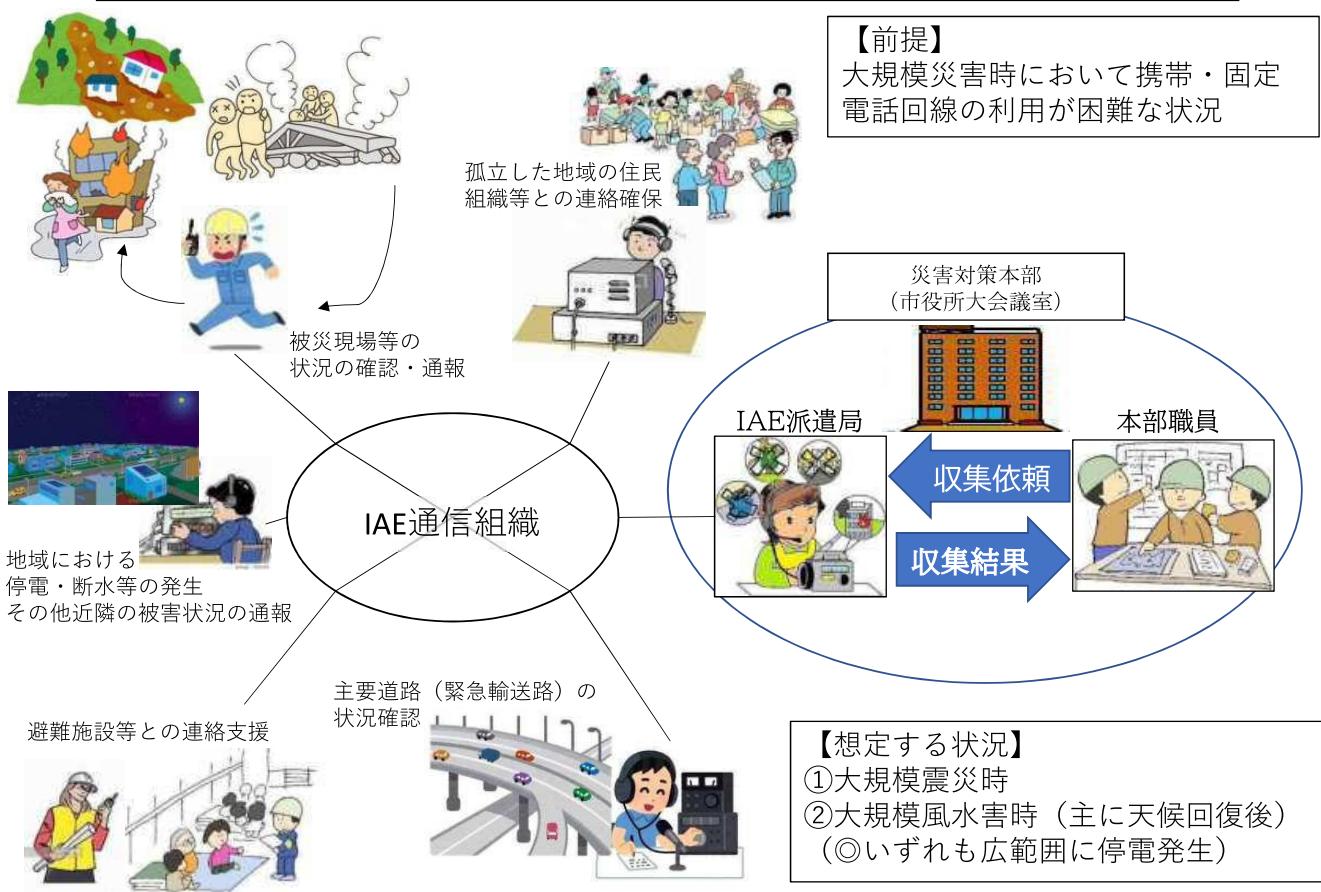
## 附 則

本計画書は、状況に応じて適宜見直しを行い、各会員に伝えるとともに、生駒市にも届ける。

地域分けメンバー表、派遣局担当要員表、生駒市災害対策本部の設置予定場所の行路・本部配備図・アンテナ設置場所等の図面、その他行動実施に際して必要な細目を記した、マニュアルを作成し本書に付記することとする。

作成：2020/12/11 JA3KF

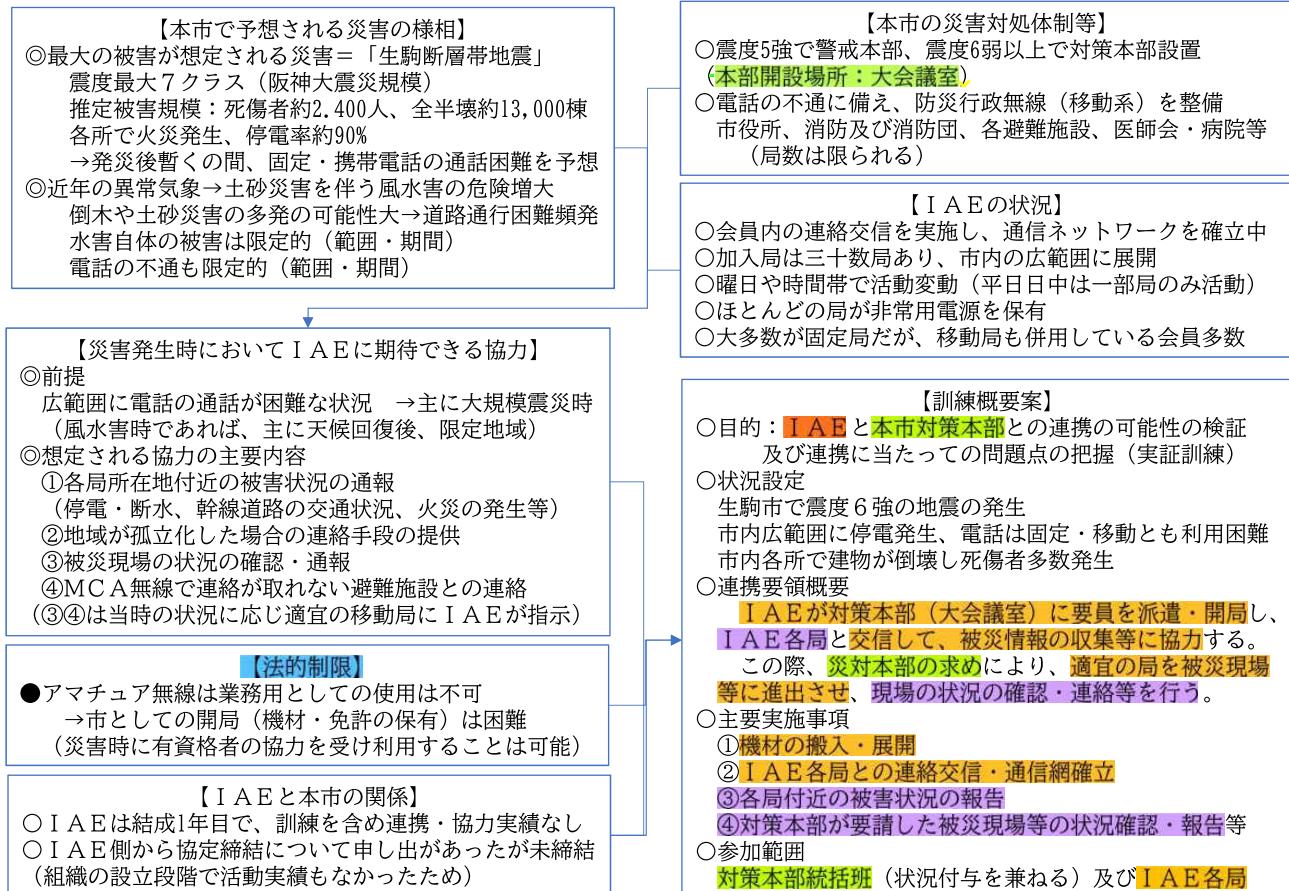
## IAEとの連携イメージ



## 経緯及び全般構想<sup>3</sup>

令和2年2月、市内のアマチュア無線愛好家グループから「市の災害対処に協力していきたい」「市内のアマチュア無線愛好家有志で協力組織（現「生駒市アマチュア無線非常通信協力会」）を立ち上げるので、協定を締結し、共同訓練の実施を検討してもらいたい」旨の提案を受けたことから、本市の災害対処におけるアマチュア無線の活用の可能性について検討・検証し、連携体制の構築を推進するもの。

月	～11月	12月	令和3年1月	2月	3月	4月～
全般予定		12月定例議会  <b>現在</b>	I A Eとの協力体制の構築について報告  防災会議	3月定例議会		3年11月 総合防災訓練
実施事項	生駒市側  災害対応におけるアマチュア無線の活用検討  IAE側  IAEと連携の可能性の検証	12/27  訓練実施構想の検討  訓練実施計画の調整・具體化  IAEと連携の可能性の検証	連携手順の具体化マニュアル作成  協定書案の作成  協力協定の調整  災害時の活動要領の具体化マニュアル作成	協力協定の締結	定期的に連携訓練実施（年1回程度） ↓マニュアル見直し	総合防災訓練への参加についても 今後検討・調整



## 訓練の概要

2

- 目的**  
生駒市アマチュア無線非常通信協力会（以下、「IAE」と記載）と本市対策本部との連携の可能性について検証するとともに、連携に当たっての問題点を把握する。（実証訓練）
- 実施日時、場所**  
令和2年12月27日（日）午前8時30分～12時、市役所大会議室及び市内全域
- 想定（骨子）**  
生駒市で震度6強の地震が発生（震源地は生駒山西側山麓）  
発災直後から市内広範囲に停電が発生しており、電話は固定・移動とも利用困難  
市内各所で建物が倒壊し、死傷者・要救助者が多数発生
- 連携の要領**  
IAE が対策本部（大会議室）に要員を派遣・アマチュア無線局を開局し、IAE 加入各局と交信して、被災情報の収集等に協力する。  
この際、災対本部の求めにより、適宜の局を被災現場等に進出させ、現場の状況の確認・報告等を行う。
- 主要実施事項**
  - 機材の搬入・展開（大会議室及び屋上）
  - IAE 各局との連絡交信・通信網確立
  - 各局付近の被害状況の報告
  - 対策本部が要請した被災現場等の状況確認・報告等
- 訓練参加者**
  - 生駒市役所
    - 危機管理監（全般統制）
    - 生駒市灾害対策本部統括班：防災安全課長（状況付与を兼務）及び課長補佐（記録・評価資料収集）
  - IAE
    - 災害対策本部派遣局及び各局（停電時の電源を有している局に限る。細部は IAE 側の調整による。）

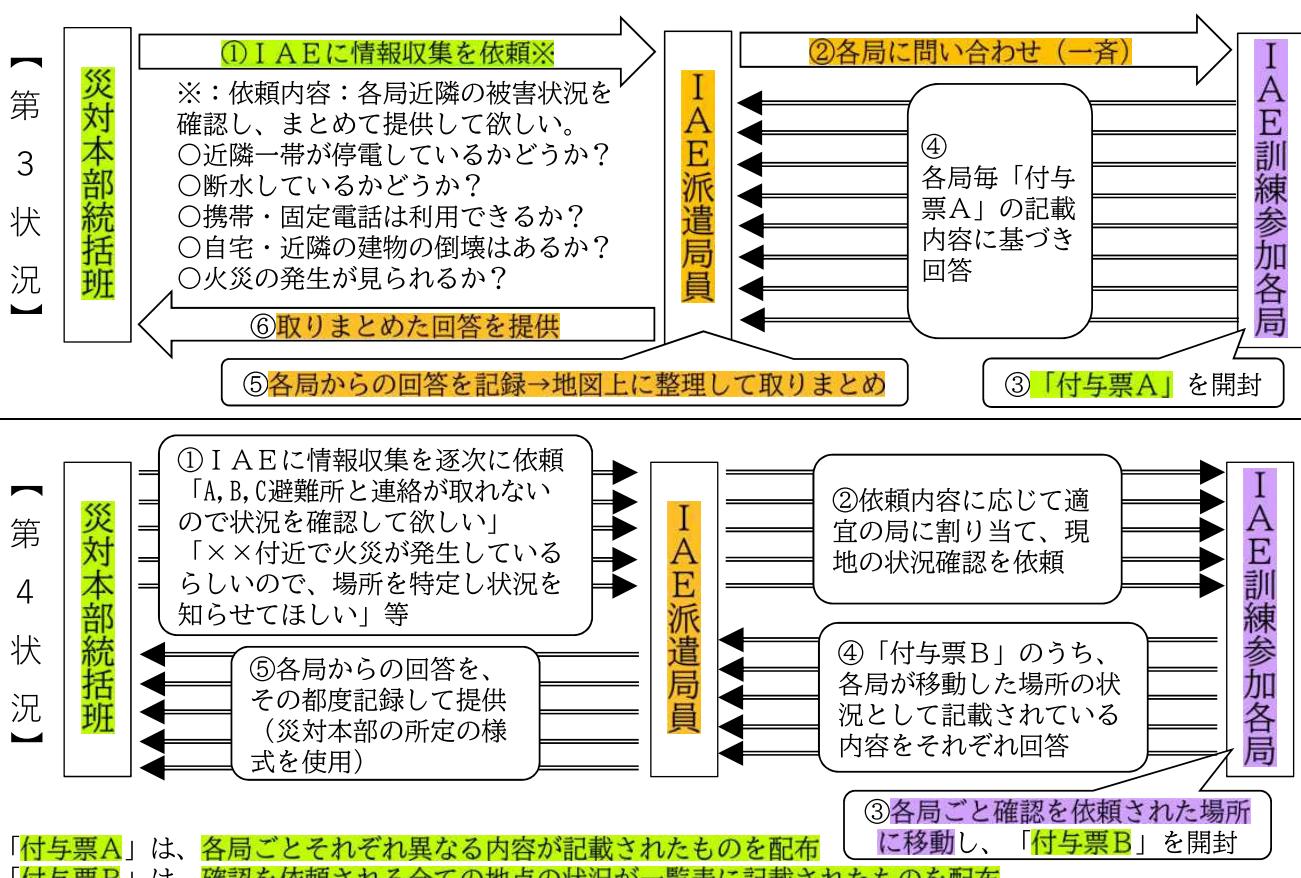
## 状況付与計画

6

状況	時間(予定)	実施内容	実施要領
状況開始	08:30	地震発生(生駒市震度6強)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予めの申し合わせにより、定刻で開始 (IAE各会員には、IAE側が事前に周知)</li> <li>○IAE側で選定した災対本部派遣要員が、機材を携行して各自宅より市役所に出発</li> </ul>
第1状況	09:00	IAE連絡局の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○IAE派遣局要員が無線機材を大会議室に搬入・設置</li> <li>○仮設アンテナを庁舎屋上に設置してケーブルで接続</li> </ul>
第2状況	10:00	連絡交信・通信組織の確立	IAE側の計画に基づき、加盟各局との交信状況を把握 (Roll-Call)
第3状況	10:15	各局付近の被害状況の把握	<p>対策本部よりIAEに対し、以下の事項の確認を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①各局の自宅及び近隣家屋の被害の有無</li> <li>②停電・断水、電話の障害の発生の有無</li> <li>③火災発生の有無</li> </ul> <p>→IAE派遣要員が各局に一斉に問い合わせ、各局が順次回答※(Roll-Call方式)</p> <p>→派遣要員が結果を取りまとめ災対本部統括班に提出</p>
第4状況	10:45	移動局による現場確認	<p>IAE派遣局に市内各地点の被害状況等の確認を依頼(どの局を現地に行かせるかは、当時の状況によりIAE派遣局が判断して指示)</p> <p>→各局は指示された現地に移動し、回答※を送信</p> <p>→IAE派遣局は回答を逐次記録し災対本部統括班に提出</p>
状況終了	11:45	「訓練終了」の伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○IAE派遣局を通じ各局に伝達</li> <li>○IAE各局に訓練終了を伝達後、派遣局を撤収</li> </ul>
備考			<p>※:事前に派遣局を除く各局に「状況付与票」を封印し郵送配布→状況に合わせ開封し回答</p> <p>IAE移動局を指定避難施設に向かわせる場合、当該施設側に予め周知しておく。</p> <p>交信毎、最初に「災害対処訓練実施中」である旨をアナウンスし、傍受者の混乱を防止する。</p>

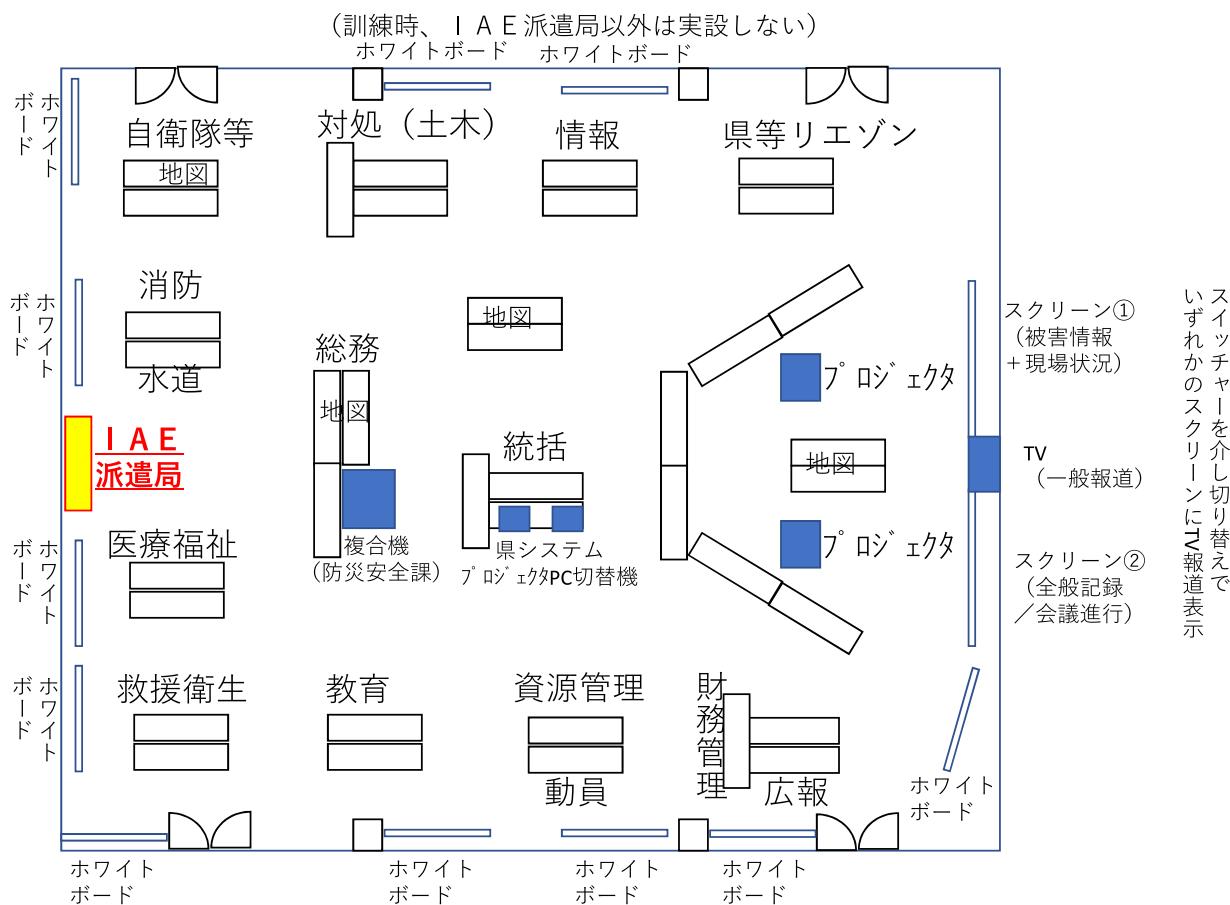
## 訓練の仕組み（第3状況及び第4状況）

7



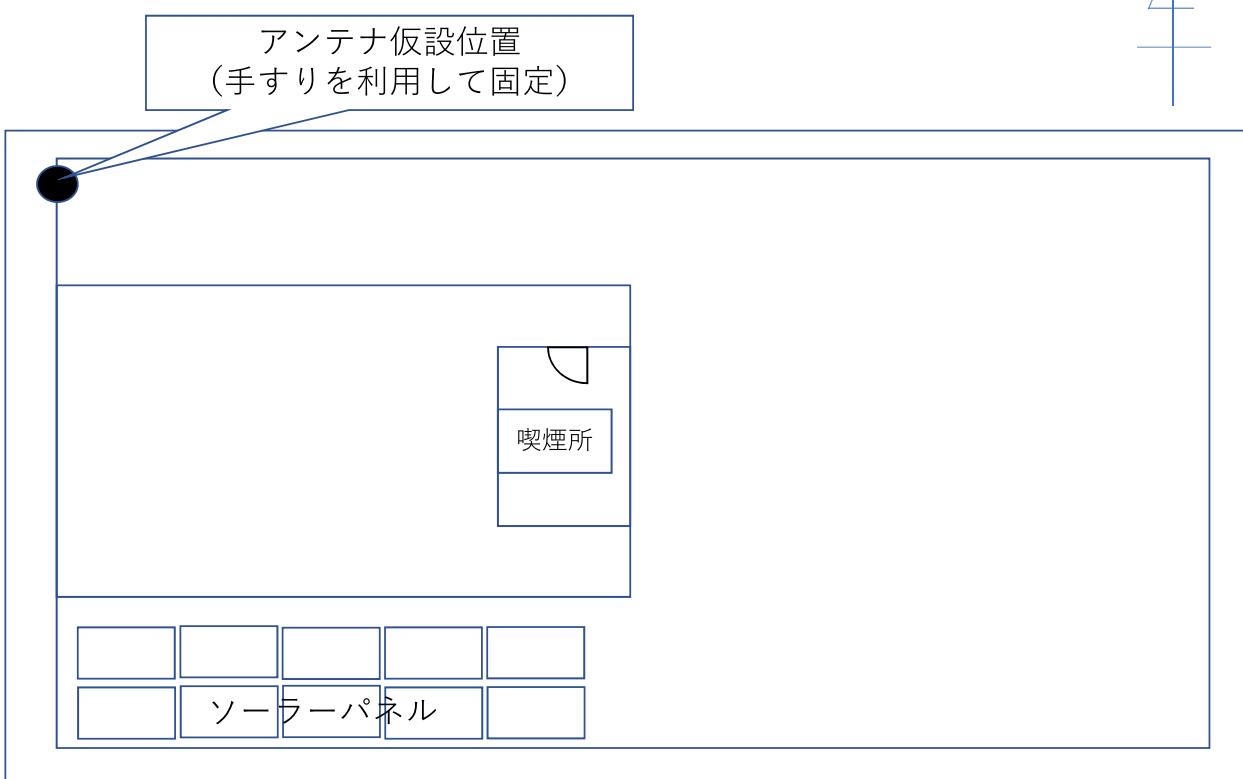
## 警戒本部／災対本部内予定配置

8

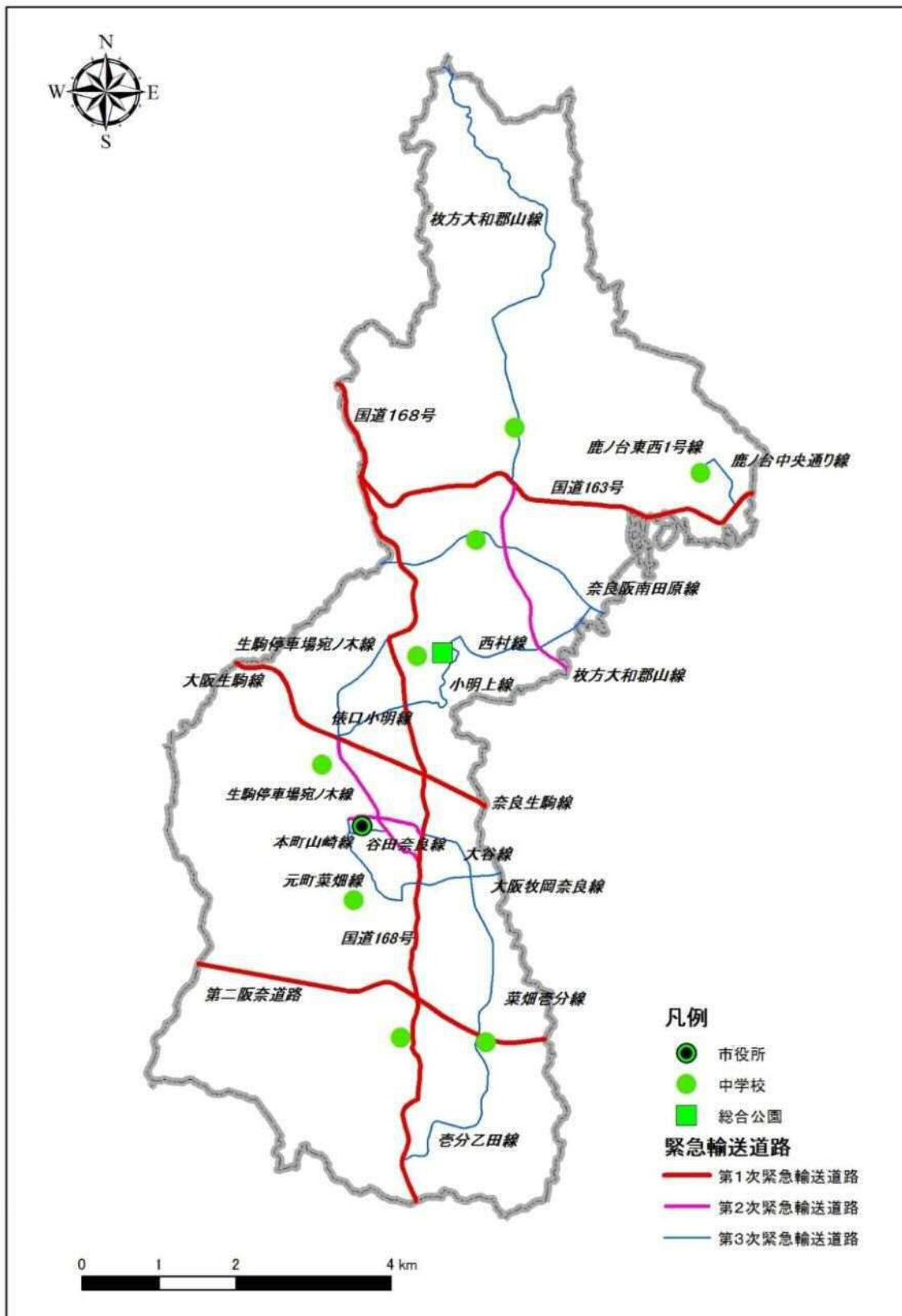


## 庁舎屋上アンテナ配置

9



## 生駒市災害時緊急輸送道路網図



## 生駒市災害時緊急輸送道路

### **第1次緊急輸送道路**

- 国道163号**
- 国道168号**
- 奈良生駒線（大阪生駒線）＝阪奈道路**
- 第2阪奈道路**

### **第2次緊急輸送道路**

- 枚方大和郡山線（国道163号のトヨタ生駒の交差点から南へ、コメリ、北コミ、郡山へ）**
- 生駒停車場宛木線 南側（阪奈道路の生駒インターから南へ、生駒警察、生駒郵便局、スギ薬局をこえて山崎まで）**
- 谷田奈良線（スギ薬局をこえて南へガードをぬけて直ぐ左へ近鉄線に沿いの道を消防本部を超えた交差点まで）**

### **第3次緊急輸送道路**

- 枚方大和郡山線 北側（国道163号線のトヨタ生駒の交差点を北へ、生駒北小中学校、高山竹林園、枚方面へ）**
- 鹿ノ台中央通り線（国道163号線の鹿ノ台1丁目の交差点を北へ、鹿ノ台住宅街のメイン道路）**
- 奈良阪南田原線（南田原の交差点あたりからホンダ、バーミアン、ミスド、コメダ、学研北生駒、サンマルク、真弓4丁目まで）**
- 西村線（あすか野の山の上から東へ下り富雄川を渡り西村橋、奈良北高校横、真弓1丁目、真弓2丁目まで）**
- 小明上線（あすか野の山の上から北方面へ下り給食センター、稻藏神社横、168号線交差点まで）**
- 俵口小明線（阪奈道路生駒インターから東へ登り生駒郵便局、小明の交差点稻藏まで）**
- 生駒停車場宛木線（阪奈道路生駒インターから北へ、コーナン、阪奈中央病院、ジャパン、業務スーパーOKまで）**
- 本町山崎線、元町菜畠線（生駒駅から南へ、セイセイビル、倉病院、旭橋、湯船、168号万代まで）**
- 大阪枚岡奈良線（菜畠の交差点あたりから東へ、西松屋、ケーズデンキから帝塚山大学方面へ）**
- 大谷線（東生駒駅から東へ、生駒市立病院、ケーズデンキの交差点まで）**
- 菜畠壱分線（ケーズデンキの交差点から南へ、東生駒3丁目、生駒東小学校横、さつき台、第2阪奈道路あたりまで）**
- 壱分乙田線（第2阪奈道路インターあたりから南へ、大瀬中学校横、小瀬町、萩の台、井出山体育館あたりまで）**

## 生駒市内 緊急避難場所・避難所

No.	施設名	所在地	電話番号	緊急避難所		避難所
				地震	風水害	
1	生駒北小中学校	高山町6794	78-1116	○	○	○
2	生駒北スポーツセンター	高山町166-2	85-6606	○	○	○
3	鹿ノ台小学校	鹿ノ台西1丁目5-2	78-6282	○	×	○
4	鹿ノ台中学校	鹿ノ台南2丁目16	78-7231	○	×	○
5	鹿ノ台ふれあいホール	鹿ノ台南2丁目2-2	78-7966	○	○	○
6	北大和体育館	北大和3丁目5077	78-1617	○	×	○
7	真弓小学校	真弓1丁目11-15	78-4326	○	×	○
8	上中学校	上町3000	78-4140	○	○	○
9	北コミュニティーセンターISTAはばたき	上町1543	71-3331	○	○	○
10	あすか野小学校	あすか野南2丁目5-1	78-6208	○	○	○
11	生駒台小学校	新生駒台1-33	75-0075	○	○	○
12	光明中学校	小明町55	74-7447	○	○	○
13	総合公園体育館	小明町1807-1	74-7710	○	×	○
14	俵口小学校	俵口町614-1	74-8832	○	○	○
15	生駒中学校	西松ヶ丘9-19	75-0071	○	×	○
16	桜が丘小学校	桜が丘7-15	75-1980	○	○	○
17	図書会館	辻町238	75-5000	○	○	○
18	生駒小学校	山崎町4-44	72-4378	○	○	○
19	たけまるホール	北新町9-28	75-0101	○	○	○
20	芸術会館美楽来	西松ヶ丘2-20	74-1101	○	○	×
21	市民体育館	門前町9-20	74-4701	○	○	○
22	コミュニティーセンター	元町1丁目6-12	73-0500	○	○	○
23	生駒東小学校	東生駒4丁目398-110	74-3572	○	○(注意1)	○
24	緑ヶ丘中学校	緑ヶ丘2232	74-8833	○	×	○
25	認定こども園生駒幼稚園	西旭ヶ丘18-12	74-7435	×	○	×
26	壱分小学校	壱分町356-1	76-8615	○	○	○
27	大瀬中学校	小瀬町911-1	77-7891	○	○	○
28	生駒南小学校	萩原町335	77-8021	○	×	○
29	生駒南中学校	萩原町90	77-8121	○	△(注意2)	○
30	むかいやま公園体育館	萩原町673	77-0330	○	×	○
31	南コミュニティーセンターせせらぎ	小瀬町18	77-0001	○	○	○
32	生駒南第二小学校	小平尾町927	77-6780	○	○	○
33	井手山体育館	小平尾町1766-1	76-6091	○	×	○
34	小平尾南体育館	小平尾町1629	77-7785	○	×	○
35	人権文化センター	小平尾町1549	77-7371	×	○	×

表中、緊急避難場所の○は「開放する」、×は「開放しない」、△は「特に必要な場合のみ開放する」を意味します。  
また避難所の○は「開放する」、×は「開設しない」を意味します。

(注意1) グラウンドと南側校舎1階は使用しない。 (注意2) 特に必要な場合のみ開放。



生駒市アマチュア無線非常通信協力会

# 非常通信（アマチュア無線局関係）記入要領等

非常通信は、「地震などの非常災害時で、かつ、一般通信の利用が困難な時に、人命救助、災害の救援などのための無線通信（電波法第52条4号）」と定められています。

## 【非常通信の送受信の手順】

### （呼び出し周波数）

訓練の場合は、予め指定している周波数で交信する。訓練以外の場合は、相手局の呼び出しを、144MHz帯では145.00MHzで、430MHz帯は433.00MHzで呼び出し、その後任意の周波数に移動し非常通信をすること。

注）周波数の移動を要する理由は、大規模災害の場合は145.00MHz、又は433.00MHzで非常通信をした場合、他の局が非常通信をしようとした場合、既に非常通信をしている局が終了するまで非常通信を実施することができないため。

### （呼び出し方法及び被災情報の電文送信）

#### 【訓練の場合】

予め指定している周波数で予定のアマチュア局を「訓練非常」で呼び出し非常通信をおこなう。送信局は受信局に対し非常通信である旨を説明し受信局の了解を得て非常通信をおこなう。被災状況の送信は短く区切りながら（5字から10字程度で区切る）ゆっくり（行政が実施している防災無線を活用した住民向け広報のスピーチの早さ）送信する（早口での送信は厳禁）。

受信側は区切りごとに反復し、確実に受信できなかった場合は再度の送信を依頼すること（再度送信をお願いします等）。全ての電文の送受信が完了すれば、受信側が全文の反復を必ず実施して下さい。

注）送信側は、送信開始時刻、受信側は、受信完了時刻を記入して下さい。

#### 【災害時】

145.00MHz又は433.00MHzでCQ非常を3回（地域指定も可）、こちらはを1回、自局のコールサインを3回送信、相手局の応答があれば任意の周波数を指定しQSYSI非常通信をおこなう。任意の周波数に移動すると送信局は受信局に対し非常通信である旨を説明し受信局の了解を得て非常通信をおこなう。電文の送信は短く区切りながら（5字から10字程度で区切る）ゆっくり（行政が実施している防災無線を活用した住民向け広報のスピーチの早さ）送信する（早口での送信は厳禁）。

受信側は区切りごとに反復し、確実に受信できなかった場合は再度の送信を依頼すること（再度送信をお願いします等）。全ての電文の送受信が完了すれば、受信側が全文の反復を必ず実施して下さい。

注）送信側は、送信開始時刻、受信側は、受信完了時刻を記入して下さい。

### （非常通信用紙の記入方法等）

#### 1. 行政

非常通信用紙に下記内容を記入

##### ※ 訓練非常の表示

① 枠外左上・・・非常（訓練非常）と記入

##### ※ 宛先

② 機関名 ・・・宛先の機関名又は名前を記入

※ 発信人（発信人がアマチュア無線局の場合はアマチュア無線局となる）

③ 発信日時 ・・・電報を作成した日時を記入（電報を発信する日時）

④ 機関名 ・・・電報を発信する機関名又は名前を記入（氏名及びコールサイン）

⑤ 取扱者 ・・・取扱者の名前を記入

##### ※ 通報文

⑥ 発生日時 ・・・災害の発生日時を記入

⑦ 災害種別 ・・・災害の種別を○で囲む、該当しない場合は右余白に災害種別を記入

⑧ 被災地区 ・・・被災地区を記入

- ⑨ 被災状況・・・被災状況を記入
- ⑩ 要請内容・・・支援等要請内容を記入

## ※ 伝達経路

### ★ 1 機関名

- ⑪ 受信 ・・・受信は受信完了時刻を記入（被災状況の内容を確認しOKをした時刻）
- ⑫ 送信 ・・・送信は送信開始時刻を記入
- ⑬ 機関名 ・・・機関名又はコールサインを記入
- ⑭ 取扱者 ・・・氏名を記入

注) 伝達経路・・CQ等により送信相手局が確定した場合は、2機関名の欄の⑯に受信局のコールサイン⑰に取扱者名を確認し記入。1機関名から2機関名への送信は、⑭の取扱者名までの全てを2機関名に送信して下さい。2機関名に被災情報の全てを送信した後、2機関名に反復を依頼。2機関名からの反復により被災内容に誤りのないことを確認。2機関名の⑯の受信時刻を記入する。

### ★ 2 機関名

- ⑮ 受信 ・・・受信は受信完了時刻を記入
- ⑯ 送信 ・・・送信は送信開始時刻を記入
- ⑰ 機関名 ・・・機関名又はコールサインを記入
- ⑲ 取扱者 ・・・氏名を記入

注) 伝達経路・・CQ等により送信相手局が確定した場合は、3機関名の欄の⑳に受信局のコールサイン㉑に取扱者名を確認し記入。2機関名から3機関名への送信は、㉑の取扱者名までの全てを3機関名に送信して下さい。3機関名に被災情報の全てを送信した後、3機関名に反復を依頼。3機関名からの反復により被災内容に誤りのないことを確認。3機関名の㉑の受信時刻を記入する。

### ★ 3 機関名

- ⑲ 受信 ・・・受信は受信完了時刻を記入
- ⑳ 送信 ・・・送信は送信開始時刻を記入
- ㉑ 機関名 ・・・機関名又はコールサインを記入
- ㉓ 取扱者 ・・・氏名を記入

注) 伝達経路・・CQ等により送信相手局が確定した場合は、4機関名の欄の㉔に受信局のコールサイン㉕に取扱者名を確認し記入。3機関名から4機関名への送信は、㉓の取扱者名までの全てを4機関名に送信して下さい。4機関名に被災情報の全てを送信した後、4機関名に反復を依頼。4機関名からの反復により被災内容に誤りのないことを確認。4機関名の㉔の受信時刻を記入する。

### ★ 4 機関名

- ㉔ 受信 ・・・受信は受信完了時刻を記入
- ㉕ 送信 ・・・送信は送信開始時刻を記入
- ㉖ 機関名 ・・・機関名又はコールサインを記入
- ㉗ 取扱者 ・・・氏名を記入

注) 伝達経路・・CQ等により送信相手局が確定した場合は、5機関名の欄の㉘に受信局のコールサイン㉙に取扱者名を確認し記入。4機関名から5機関名への送信は、㉗の取扱者名までの全てを5機関名に送信して下さい。5機関名に被災情報の全てを送信した後、5機関名に反復を依頼。5機関名からの反復により被災内容に誤りのないことを確認。5機関名の㉘の受信時刻を記入する。

### ★ 5 機関名

- ㉘ 受信 ・・・受信は受信完了時刻を記入
- ㉙ 送信 ・・・送信は送信開始時刻を記入
- ㉚ 機関名 ・・・機関名又はコールサインを記入
- ㉛ 取扱者 ・・・氏名を記入

★使送の場合の送信時分は、常置場所又は移動運用場所を出発した時刻を記入する。

# 非常通信用紙

発信者：

---



生駒市アマチュア無線非常通信協力会



- IAEの活動は、あくまでもボランティアであり、自己責任で行動すること。
- 災害によって遮断された、地域情報を的確に行政に伝えること。
- 二次災害の防止！。自己判断での現場救援活動はせず、消防署や自衛隊の救援を待つこと。
- 通信の秘密保護を遵守し、個人情報を漏らさないこと。
- 

無線局運用規則 別表第5号に規定されている和文通話表

1 文字				
ア 朝日のア	イ いろはのイ	ウ 上野のウ	エ 英語のエ	オ 大阪のオ
カ 為替のカ	キ 切手のキ	ク クラブのク	ケ 景色のケ	コ 子供のコ
サ 桜のサ	シ 新聞のシ	ス すずめのス	セ 世界のセ	ソ そろばんのソ
タ 煙草のタ	チ ちどりのチ	ツ つるかめのツ	テ 手紙のテ	ト 東京のト
ナ 名古屋のナ	ニ 日本のニ	ヌ 沼津のヌ	ネ ねずみのネ	ノ 野原のノ
ハ はがきのハ	ヒ 飛行機のヒ	フ 富士山のフ	ヘ 平和のヘ	ホ 保険のホ
マ マツチのマ	ミ 三笠のミ	ム 無線のム	メ 明治のメ	モ もみじのモ
ヤ 大和のヤ	一 一	ユ 弓矢のユ	一 一	ヨ 吉野のヨ
ラ ラジオのラ	リ りんごのリ	ル るすいのル	レ れんげのレ	ロ ローマのロ
ワ わらびのワ	ヰ ゐどのヰ	ヰ ゐどゐのヰ	ヰ かぎのあるヰ	ヲ 尾張のヲ
ン おしまいのン	。 濁点	。 半濁点		

2 数字				
一 数字のひと	二 数字のに	三 数字のさん	四 数字のよん	五 数字のご
六 数字のろく	七 数字のなな	八 数字のはち	九 数字のきゅう	〇 数字のまる

3 記号				
一 長音	、 区切点	「 段落	( 下向括弧	) 上向括弧

注 数字を送信する場合には、誤りを生ずるおそれがないと認めるときは、通常の発音による（例「1500」は、「せんごひやく」とする）か、または「数字の」の語を省略する（例「1500」は、「ひとごまるまる」とする）ことができる。

「使用例」

1 「ムセン」は、「無線のム 世界のセ おしまいのン」と送る。

2 「バ」または「パ」は、「はがきのハに濁点」又は「はがきのハに半濁点」と送る。



生駒市アマチュア無線非常通信協力会

## 非常通信用紙

宛先	機関名：生駒市災害対策本部派遣 IAEベース局	
発信人	発信日時 月 日 時 分 機関名： 局名：(取扱者：)	
通報文	発生日時：令和 年 月 日 時 分 災害種別：地震・洪水・火災・津波・ 被災地区： 被害状況： 要請内容：	
伝達経路	受信( 時 分)・送信( 時 分) 1 機関名：(Call Sign) (取扱者：)	
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 2 機関名：(Call Sign) (取扱者：)	
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 3 機関名：(Call Sign) (取扱者：)	
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 4 機関名：(Call Sign) (取扱者：)	
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 5 機関名：(Call Sign) (取扱者：)	

\* 各市区町村は都道府県を先とし、各都道府県は先を内閣府とし、中継依頼機関に送信すること。

\* 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

\* 受信時刻と送信時刻は、原則受信時刻については受信完了時刻、送信時刻については、送信開始時刻を記載すること。

なお、使送の場合は、受信時刻は、使送者から通信文を受け取った時刻、送信時刻は、使送者が自機関を出発した時刻を記載すること。

## 非常通信用紙

宛先	機関名：生駒市災害対策本部派遣 IAEベース局	
発信人	発信日時 月 日 時 分 機関名： 局名：(取扱者：)	
通報文	発生日時：令和 年 月 日 時 分 災害種別：地震・洪水・火災・津波・ 被災地区： 被害状況： 要請内容：	
伝達経路	受信( 時 分)・送信( 時 分) 1 機関名：(Call Sign) (取扱者：)	
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 2 機関名：(Call Sign) (取扱者：)	
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 3 機関名：(Call Sign) (取扱者：)	
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 4 機関名：(Call Sign) (取扱者：)	
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 5 機関名：(Call Sign) (取扱者：)	

\* 各市区町村は都道府県を先とし、各都道府県は先を内閣府とし、中継依頼機関に送信すること。

\* 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

\* 受信時刻と送信時刻は、原則受信時刻については受信完了時刻、送信時刻については、送信開始時刻を記載すること。

なお、使送の場合は、受信時刻は、使送者から通信文を受け取った時刻、送信時刻は、使送者が自機関を出発した時刻を記載すること。

## 非常通信用紙

宛先	機関名：生駒市災害対策本部
発信人	発信日時 月 日 時 分 機関名：生駒市アマチュア無線非常通信協力会（IAE） 局名：（取扱者：）
通報文	発生日時：令和 年 月 日 時 分 災害種別：地震・洪水・火災・津波・ 被災地区： 被害状況： 要請内容：
伝達経路	受信( 時 分)・送信( 時 分) 1 機関名：(Call Sign) （取扱者：）
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 2 機関名：(Call Sign) （取扱者：）
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 3 機関名：(Call Sign) （取扱者：）
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 4 機関名：(Call Sign) （取扱者：）
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 5 機関名：(Call Sign) （取扱者：）

\* 各市区町村は都道府県を先とし、各都道府県は先を内閣府とし、中継依頼機関に送信すること。

\* 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

\* 受信時刻と送信時刻は、原則受信時刻については受信完了時刻、送信時刻については、送信開始時刻を記載すること。

なお、使送の場合は、受信時刻は、使送者から通信文を受け取った時刻、送信時刻は、使送者が自機関を出発した時刻を記載すること。

## 非常通信用紙

宛先	機関名：生駒市災害対策本部
発信人	発信日時 月 日 時 分 機関名：生駒市アマチュア無線非常通信協力会（IAE） 局名：（取扱者：）
通報文	発生日時：令和 年 月 日 時 分 災害種別：地震・洪水・火災・津波・ 被災地区： 被害状況： 要請内容：
伝達経路	受信( 時 分)・送信( 時 分) 1 機関名：(Call Sign) （取扱者：）
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 2 機関名：(Call Sign) （取扱者：）
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 3 機関名：(Call Sign) （取扱者：）
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 4 機関名：(Call Sign) （取扱者：）
	受信( 時 分)・送信( 時 分) 5 機関名：(Call Sign) （取扱者：）

\* 各市区町村は都道府県を先とし、各都道府県は先を内閣府とし、中継依頼機関に送信すること。

\* 中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

\* 受信時刻と送信時刻は、原則受信時刻については受信完了時刻、送信時刻については、送信開始時刻を記載すること。

なお、使送の場合は、受信時刻は、使送者から通信文を受け取った時刻、送信時刻は、使送者が自機関を出発した時刻を記載すること。